

特別支援教育就学奨励費制度のご案内(令和5年度)

千葉市教育委員会

千葉市では、障害があり特別支援学級などに通学しているお子さんがいるご家庭に対し、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施しておりますので、ご案内します。

1 特別支援教育就学奨励費制度とは

教育の機会均等の観点から、障害のあるお子さんの小・中・中等教育学校への就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、お子さんの就学のために必要な経費の一部を援助することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする制度です。

2 対象者について

千葉市立の小・中・中等教育学校に在籍し、次の①～③のいずれかに該当するお子さんの保護者が対象となります。

- ①特別支援学級に通学している。
- ②通級指導教室に通級している。
- ③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、通常の学級に通学している。

3 上記2③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度とは

学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度とは、以下のとおりとなります。それぞれの障害ごとに基準が示されており、その基準に該当するお子さんは通常の学級に通学していても支給の対象となります。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

4 支給を受けるための手続き

(1) お子さんが学校教育法施行令第22条の3に該当すると思われ、通常の学級に通学している場合

- ① お子さんが通学されている学校へお申し出ください。
- ② 過去に千葉県就学支援委員会において判断を受けていない場合は、専門家による判断を受ける必要があります(学校を經由し、千葉県教育委員会で対応します。)

【※この「専門家による判断」は、お子さんの就学先の変更を判断するものではありません。】

- ③ 専門家の判断が、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当するとの結果である場合は、「特別支援教育就学奨励費受給関係届(収入額・需要額調書)」をご提出いただく必要があります(様式は後日、学校からご案内します。)。詳細については、各学校にお問い合わせください。

(2) お子さんが特別支援学級に通学又は通級指導教室に通級している場合

- ① 学校から案内がありますので、「特別支援教育就学奨励費受給関係届(収入額・需要額調書)」を学校にご提出ください。

5 支給される費目 ※ 国からの通知等により変更になる場合があります。

需要額(※1)に対する、令和4年中の世帯の収入額の倍率によって、支給される費目が異なります。

収入額/需要額	支給対象費目
1.5倍未満(支弁区分: I)	学校給食費、通学費、職場実習交通費(中学生のみ)、交流及び共同学習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費
1.5倍以上2.5倍未満(支弁区分: II)	
2.5倍以上(支弁区分: III)	通学費、職場実習交通費(中学生のみ)、交流及び共同学習交通費

※1 需要額とは、前年12月末日現在の同一生計世帯の構成に基づいて、同日現在で適用される生活保護基準を基に算出した額となります。

6 支給にあたっての注意点等

- (1) お子さんが、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当せず、通級指導教室に通級している場合は、通級指導教室への通級に必要な「通学費」のみが支給対象費目となります。
- (2) 次に該当する場合は、すべての費目が、支給対象となりません。
 - ・児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設において就学における措置費又は療育の給付を受けている場合
- (3) 「生活保護」又は「就学援助」を受けている場合、それぞれの制度と重なる費目においては支給の対象とならず、一部費目のみの支給となります。
- (4) 「学用品・通学用品購入費」の支給を受けるには、領収書やレシート等の提出が必要となりますので、対象物品を購入された場合は、学校から案内があるまで、保管をお願いします。

※ 「学用品・通学用品購入費」の対象物品は、筆記用具、ノート、参考書、体操服、美術用具、辞書、通学用靴、通学用服、雨傘、雨靴、帽子、ランドセル、カバン、上履き 等、学校生活や通学において通常必要になるものです。

《参考》

【収入額】 = 所得金額の合計額 - 控除額(社会保険料、生命保険料、地震保険料)

収入額/需要額が2.5倍未満となる世帯の収入額の目安は、以下のとおりです。(令和4年度基準)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
収入額	414万円	542万円	627万円	708万円	788万円

※ あくまで大まかな目安としてご参照ください。世帯員の年齢構成等によって世帯ごとに異なります。

※ 所得金額の合計額とは、同一生計世帯員全員分の「地方税法上の合計所得金額」です。

※ 所得金額の合計額及び控除額は、当該年度の市民税・県民税に係る税額決定通知書等でご確認ください。

※ この参考目安は、令和4年度実績です。国からの通知等により変更になる場合があります。

★ このご案内は、制度周知のため、すべての保護者へ配布しています。

<問い合わせ先>

お子さんが通学する学校 又は教育委員会各担当

・制度全般に関すること	学校教育部 学事課	Tel: 043-245-5928
・障害の程度に関すること	学校教育部 教育支援課	Tel: 043-245-5938
・学校給食費に関すること	学校教育部 保健体育課	Tel: 043-245-5909